大阪スマートシニアライフ実証事業におけるタブレット端末利用規約

本規約は、「大阪スマートシニアライフ実証事業」(以下「本事業」という。)において、本事業に参加を申し込んだ者(以下「参加者」という。)に対し、大阪府が用意し貸し出しするタブレット端末(以下「端末」という。)の利用に関して定める。

端末を使用する参加者は、本規約に同意した上で、端末を使用することができる。

記

- 1 端末の使用は、原則参加者に限定する。但し、必要に応じて、参加者を介助する者等が端末を使用することができる。
- 2 端末の管理は大阪府及び大阪府が委託した事業者(以下「委託事業者」という。)が行う。また、大阪府は必要に応じて、参加者の情報を委託事業者及び本事業の会員に提供する場合がある。
- 3 端末の貸出期間は大阪府が別に定めた期間とする。
- 4 大阪府は参加者が端末を使用したことによって生じたトラブル又はその他の損害について、一切の責任を負わない。また、参加者が端末を使用したことによって、第三者に損害が生じても、大阪府は一切の責任を負わない。
- 5 参加者が次号に掲げる行為をすることを禁止する。
- (1) 端末を第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- (2) 端末内のアプリケーション及びその他情報を加工・編集・改ざんする行為
- (3) 大阪府の許可なく端末内のアプリケーションを削除し、又は私用アプリケーションを使用する行為
- (4) 有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
- (5) 本事業の運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (6) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- (8) その他大阪府が不適当と認める行為
- 6 この規約を改定した場合は、参加者に規約を変更する旨を周知するものとする。規約の変更後に、参加者が 端末を使用したときは、参加者は、変更後の規約に同意したものとみなす。
- 7 端末の賃貸借料及び返却料並びに端末に挿入されたSIMカードによる通信料以外の費用は参加者の負担とする。
- 8 端末に挿入された SIM カードによる通信は、1 か月あたり大阪府が設定した容量までとし、その容量を超過 した場合は、低速による通信とする。また、通信環境が影響して端末が正常に使用できない場合であっても、 大阪府は一切の責任を負わない。
- 9 端末が故障した場合及び紛失した場合は、大阪府が指定する問い合わせ窓口に連絡のうえ対応することとす。

- 10 端末貸出期間中は参加者が自己の都合で本事業参加を辞退することはできない。
- 11 参加者が次号に掲げることに該当する場合、端末の貸出を中止する。
 - (1) 5に規定する行為を行った場合
 - (2) 端末を紛失した場合
 - (3) 参加者が死亡した場合
 - (4) 心身の故障又は転居等により、参加者が本事業参加への継続が困難になった場合
 - (5) 大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号の掲げる者に該当する場合
 - (6) その他大阪府が中止する場合
- 12 端末貸出期間が終了した場合又は貸出が中止となった場合は、大阪府が別に定めた方法で速やかに返却しなければならない。なお、合理的な理由なく返却が行われない場合は、法的手続き等を取ることがある。
- 13 端末は、端末を一括で管理するアプリケーションを使って管理し、大阪府が端末の使用状況等について、確認することがある。また、大阪府が端末内の設定若しくはアプリケーションの変更、削除又はその他措置を行うことがある。
- 14 本事業は、大阪府が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがある。
- 15 この規約に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室が別に定める。

附則

- この規約は、令和4年2月18日から施行する。
- この規約は、令和4年10月1日から施行する。